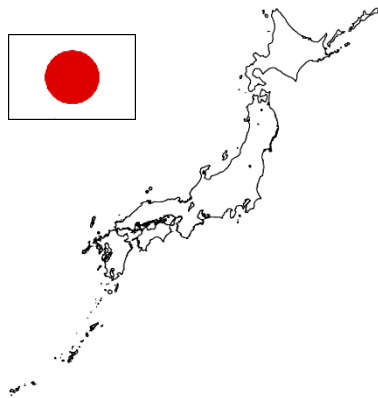


日・サウジアラビア租税条約

租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の国際協力の推進を通じ脱税を防止すること等を主な目的とするもの。



二重課税の回避を目的とした課税権の調整
投資所得に対する源泉地国課税の減免

配当、利子、使用料に係る限度税率の設定



OECD標準の情報交換規定

- サウジアラビア進出の日本企業は約80社
- 対サウジアラビア投資分野は、石油・天然ガス関連が中心

- 現時点において、日本進出のサウジアラビア企業は2社。

(参考) 租税条約の交渉の現状(平成23年2月現在)

- 署名済
 - ・スイス(平成22年5月)
 - ・オランダ(平成22年8月)
 - ・香港(平成22年11月)
 - ・サウジアラビア(平成22年11月)
 - ・バハマ(租税情報交換協定)(平成23年1月)
 - ・ケイマン(租税情報交換協定)(平成23年2月)
- 基本合意済
 - ・英領ガーンジー(租税情報交換協定)(平成23年1月)
- 交渉中
 - ・アラブ首長国連邦

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、48条約(59カ国・地域に適用)。

近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ること、OECD標準に沿った租税に関する情報交換規定を設けること、等を基本方針として交渉を行っている。

両国間の投資交流の促進

脱税及び租税回避行為の防止